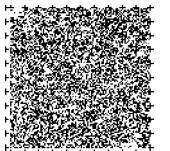


## 第5章 基本計画

---





# 第1節 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

## 1 相談体制・情報提供の充実

### 現状と課題

障害のある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、地域で気軽に相談ができる体制や障害福祉等サービスに関する情報が充実していることが重要な条件になります。

市内には、障害者等が福祉サービス等に関して相談できる窓口が3箇所あります。また、平成24年4月より、高次脳機能障害者支援員の配置により、高次脳機能障害の方への相談・支援体制を整備してきました。こうした地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、障害の種別を問わずに相談支援を総合的に行う「基幹相談支援センター」の設置が求められています。福生市においては未設置の状況ですが、障害福祉課がその窓口として機能しており、今後その機能を強化し、より専門的な相談に対応できる体制を整備していく必要があります。

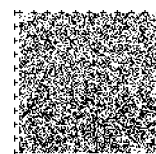
また、市からの情報については、多様な手法により提供を行っていますが、必要な情報が障害のある人に伝わるよう一層の工夫と細やかな支援が必要です。

### 施策の方向

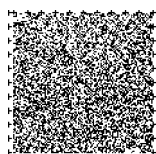
障害福祉に関する制度や法律の改正等をはじめとするわかりやすい情報の提供に努め、障害のある人が適切な障害福祉等サービスを受けられることができるように図るとともに、相談体制の一層の充実を図ります。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①継続的な相談支援体制の充実	担当部署が連携し、障害の有無に関わらず、発達の段階に応じて、特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで切れ目のない継続的な相談支援体制を充実します。	子ども育成課 子ども家庭支援課 社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課 健康課 教育支援課



施策・事業	内 容	所管課等
②相談支援事業の推進	在宅の障害のある人及びその家族等の地域での生活を支援するため、「福生市障害者自立支援センター すてっぷ」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会
③身体、知的障害者相談員の周知と利用促進	身近な地域における相談員である身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談支援活動の充実を図るとともに、周知と障害のある人やその家族等による利用の促進に努めます。	障害福祉課
④精神障害者相談支援事業の充実	「精神障害者地域活動支援センター ハッピーウイング」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
⑤高次脳機能障害者相談支援の充実	作業療法士等の有資格者による「高次脳機能障害者支援員」を配置し、高次脳機能障害者、その家族等への相談支援の充実を図ります。	障害福祉課
⑥基幹相談支援センターの設置	「基幹相談支援センター」のシステムづくり、設置等を検討していきます。	障害福祉課
⑦障害に配慮した情報提供の充実	点字版やSPコード付きのパンフレットの作成、声の広報の発行など、障害の特性に配慮した情報提供の充実に努めます。	全 庁
⑧障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	広報、ホームページ、ガイドブック、情報メールを活用し、障害のある人が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実に努めます。	障害福祉課



## 2 権利擁護体制の確立

### 現状と課題

障害福祉サービスの利用など、契約利用が前提となっている中で、判断能力が十分でない障害のある人がその人らしい生活を自身で選択できるよう、その権利を擁護するしくみが不可欠です。福生市では成年後見センター福生が成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、権利擁護のための制度の利用促進に取り組んでいますが、アンケート調査の結果では、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について「名称も内容も知っている」はいずれの障害の方においても1割台（27頁参照）と、認知度が低いのが現状です。

障害者総合支援法の施行により地域生活支援事業の見直しが行われ、新たに「成年後見制度法人後見支援事業」が必須事業に位置付けられました。同じく地域生活支援事業である「成年後見制度利用支援事業」は平成25年度までは利用実績がありませんでしたが、病院や施設からの地域生活への移行などにより、権利擁護を必要とする障害のある人は増加すると見込まれることから、制度の普及啓発や費用助成による利用支援、法人後見体制の整備、社会貢献型後見人の育成などを推進していく必要があります。

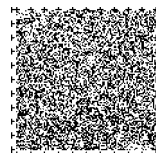
また、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課しています。引き続き、障害福祉課に設置した「福生市障害者虐待防止センター」を中心に、関係機関とのネットワークのもと、高齢者や子どもの虐待防止に対する取組とも連携しながら、虐待の防止、早期発見・早期対応、再発防止等の体制を整備していく必要があります。

### 施策の方向

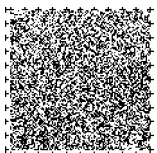
判断能力が不十分な障害のある人等の地域生活やサービス利用に関する権利擁護の取組を充実させ、体制の確立を図ります。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①福祉サービス総合支援事業の推進	福祉センター内「成年後見センター福生」で成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）など総合的な福祉サービス支援、権利擁護の事業を実施し、推進します。	社会福祉協議会 社会福祉課



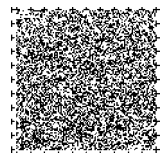
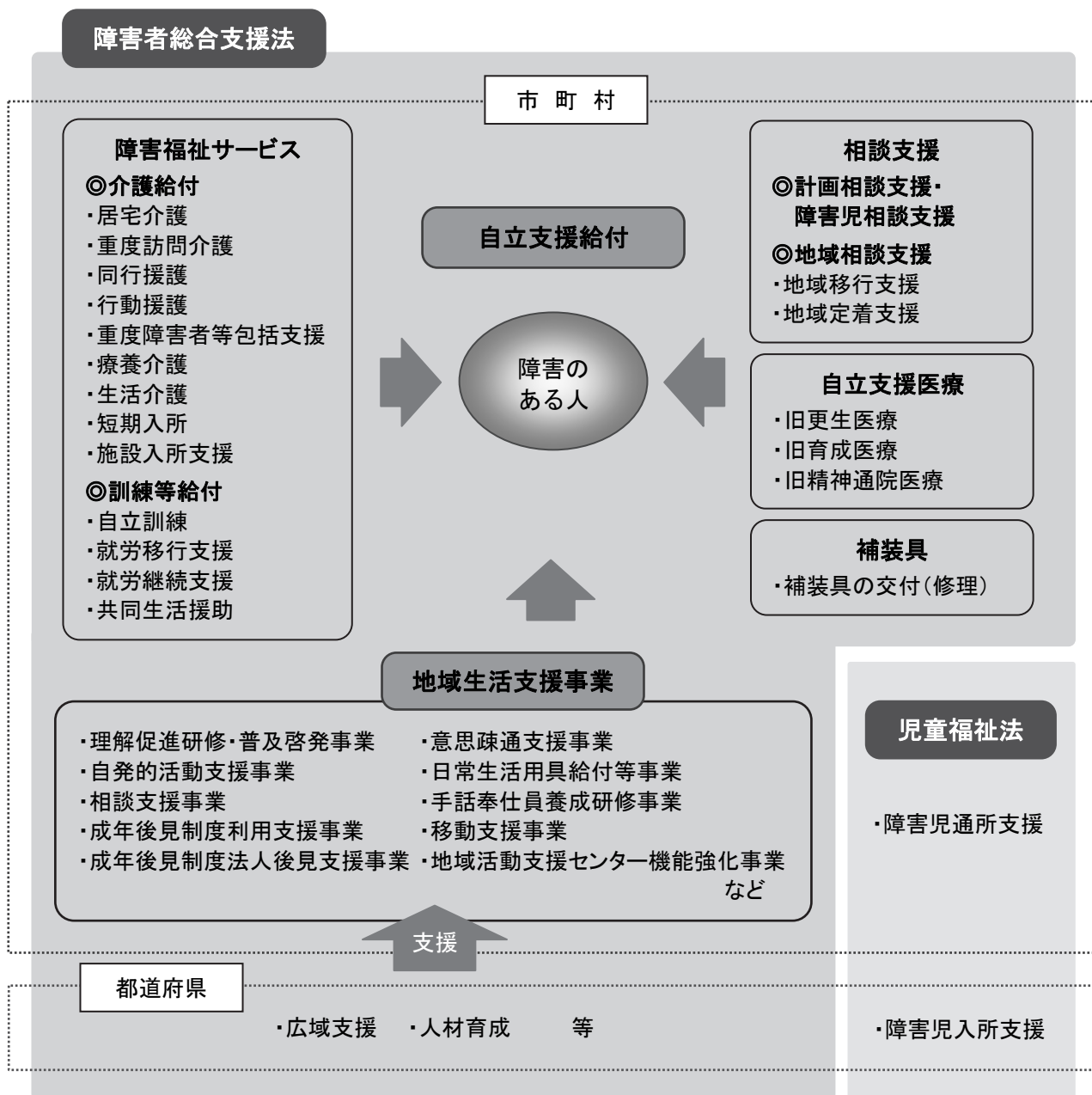
施策・事業	内 容	所管課等
②成年後見制度支援事業の周知・促進	「成年後見制度支援事業」の周知と利用促進を図り、認知症の高齢者や障害のある人等への支援を図ります。一定の要件に該当する人について、「成年後見制度利用支援事業」を促進します。また、法人後見のしくみの導入・実施等につき研究・検討を行うとともに、社会貢献型後見人の育成も図ります。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課
③障害者虐待防止センターの充実	「福生市障害者虐待防止センター」の機能を充実し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見・早期対応等に努めていきます。	障害福祉課
④自立支援協議会の活用とネットワークの構築	既存のしくみを活用し、行政・相談支援事業者・「福生市地域自立支援協議会」の間の連携をより緊密にして、虐待防止等に取り組む体制を構築していきます。	障害福祉課
⑤障害児の虐待の防止等	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、特に就学する障害児や保育所等に通う障害児への虐待対応を図ります。	子ども育成課 子ども家庭支援課 障害福祉課 教育支援課



### 3 障害福祉サービスの充実

#### 現状と課題

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害のある人の地域生活支援体制の全体像は、下の図のようになっています。



障害福祉サービスは、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の3つに分類することができます。「日中活動系」と「居住系」のサービスについては、後の第3節の1、2の項で扱っているため、本項では「訪問系サービス」及び「計画相談支援」、「障害児相談支援」を対象とすることとします（「障害児通所支援」に関しては後の7の項で、「地域相談支援」に関しては後の第3節の4の項で扱います）。

障害者総合支援法の施行により、平成25年4月から、障害者の定義に新たに難病等が加わり、障害福祉サービス等の対象となりました。また、平成26年4月からは「重度訪問介護」の対象が拡大されました。サービスを必要とする人が必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、引き続き制度の周知を図るとともに、事業所の参入を促進して提供体制を確保していく必要があります。合わせて、障害者総合支援法に基づくものではない市の福祉サービスについても、充実を図っていく必要があります。

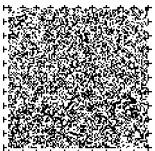
更に、サービス等利用計画の作成（「計画相談支援」及び「障害児相談支援」）については、サービスの支給決定に先立ち必ず作成される体制の維持が必要であり、計画策定を担う特定相談支援事業者との連携のもと、平成27年度以降の利用者の増加等に対応し、また必要に応じて見直しを行うことができる体制を確保していく必要があります。

## 施策の方向

各種障害福祉サービスが、利用者にとって利用しやすいものとなるよう、円滑な実施に努め、提供体制の一層の充実を図っていきます。

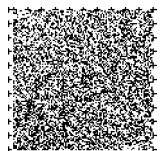
### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①訪問系サービスの充実	身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障害のある人がそれらを受けられるよう、居宅介護事業者の参入の促進に努め、ホームヘルプなど「訪問系サービス」の充実を図ります。	障害福祉課
②重度身体障害児入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	障害福祉課





施策・事業	内 容	所管課等
③重度身体障害者（児） 訪問入浴サービスの 提供	自宅の浴室等で入浴することが困難なおおむね 6歳から65歳未満の在宅の重度身体障害者・障 害児の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を 図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サ ービスを提供します。	障害福祉課
④身体障害者補装具の 交付（修理）	身体障害者の職業や日常生活の機能を向上させ て地域での自立生活を容易にするため、補装具を 交付（修理）するとともに、制度の周知を図り利 用の促進に努めます。	障害福祉課
⑤重度心身障害者（児） おむつ等の助成	常時臥床の状態またはそれに準ずる状態の心身 障害者（児）におむつ等を助成します。	障害福祉課
⑥短期入所サービスの 充実	在宅の心身障害者（児）が、保護者または家族の 疾病等の理由により家庭において介護を受ける ことが困難になった場合に、施設等を一時的に利 用するサービスの充実を図ります。	障害福祉課
⑦サービス等利用計画 の作成	障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用 するすべての障害のある人のために指定特定 相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適 切なサービス等利用計画を作成することができ るよう、提供体制の整備を進め、ケアマネジメン トの充実を図ります。	障害福祉課



## 4 意思疎通支援の充実

### 現状と課題

聴覚障害者や視覚障害者等は、その感覚機能の障害によってコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。こうした障害のある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりが重要な課題になります。

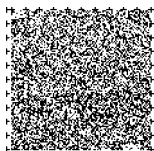
従来地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」は、障害者総合支援法の施行により「意思疎通支援事業」という名称に変わり、手話通訳や要約筆記に加え、コミュニケーション手段の解釈の幅が広がりました。また、これまで任意事業だった「手話奉仕員養成研修事業」が必須事業に位置付けられました。今後とも、こうした聴覚障害のある人をはじめとする意思疎通を図ることに支障がある人のコミュニケーション支援の充実を図る必要があります。

### 施策の方向

聴覚障害等のある人の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションのため、手話通訳奉仕員の派遣などのコミュニケーション支援を推進します。また、コミュニケーション支援に携わる奉仕員の養成も推進します。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①手話通訳奉仕員の派遣	聴覚及び言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話通訳奉仕員を派遣します。	障害福祉課
②奉仕員の養成	手話通訳奉仕員の養成研修を充実し、技術のレベルアップに努めます。また、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成の情報提供等の支援を行います。	障害福祉課
③中等度難聴児発達支援事業	両耳の聴力レベルが 30 d B 以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	障害福祉課



## 5 経済的支援の実施

### 現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活していくために、経済的に安定していることは不可欠の要素です。アンケート調査の結果でも、精神障害のある人が今後市に期待することの第1位に、「通院にかかる交通費助成制度」「福祉手当の新設」（29 頁参照）と、経済的支援に関する内容があげられています。

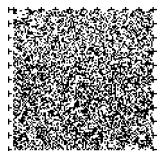
生活安定への支援の観点から、引き続き障害のある人への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していく必要があります。

### 施策の方向

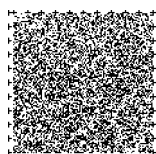
障害のある人及び家庭の生活の安定のため、各種年金や手当など経済的支援制度の周知と利用の促進を図ります。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①心身障害者福祉手当の支給	心身に障害のある対象者が受給できるよう情報提供に努め、適正に手当を支給します。	障害福祉課
②特別障害者手当の支給	20 歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
③障害児福祉手当の支給	20 歳未満で、精神または身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に、手当を支給します。	障害福祉課
④重度心身障害者手当の支給	心身に特に重度の障害があるため常時複雑な介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課



施策・事業	内 容	所管課等
⑤特殊疾病患者福祉手当の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、その経過が慢性にわたるなど特殊な疾病に罹患している人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑥特別児童扶養手当の申請受付	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を監護または養育している人の申請を受け付けます。	子ども育成課
⑦児童育成手当（障害手当）の支給	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を扶養している人に、手当を支給します。	子ども育成課
⑧公的扶助、年金、手当の周知	制度についての周知に努め、対象となるすべての人が年金や各種手当等を受給できるように図ります。	障害福祉課 社会福祉課 子ども育成課 保険年金課
⑨消費者相談室の実施	市役所での消費生活相談員による「消費者相談室」を継続し、障害のある人も含めた市民の消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。	シティセールス 推進課



## 6 地域の安全と災害時を想定した対応

### 現状と課題

障害のある人にとって、緊急時や災害時の対策・対応の充実や防犯等体制・対策の充実、地域における安全・安心な生活を担保する重要な要素であると言えます。

平成23年3月に発生した「東日本大震災」は、普段からの“災害時要援護者対策”の重要性を改めて浮き彫りにしました。

本市では、災害その他非常事態の発生時には、障害のある人を含むすべての市民に、防災行政無線、「ふっさ情報メール」等での情報提供を行います。また、災害時その他の非常時に備えて聴覚障害者用の文字表示機能付きの戸別受信機を導入しており、火災のお知らせや気象警報などが音声とともに文字でも認識できるようにしています。

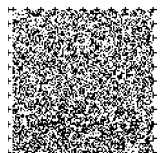
更に現在、災害発生時にすみやかに対応するため、「災害時要援護者登録制度」により災害時に支援が必要な障害のある人などの把握を進めていますが、アンケート調査の結果では、障害の種別にかかわらず「制度の名称も内容も知らない」が半数以上を占めており（28頁参照）、制度の周知を図るとともに、関係機関の連携による体制を整備することが課題となっています。

### 施策の方向

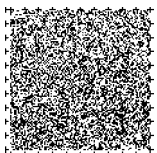
- ・警察署や消防署との連携を強化し、市民と行政が協力しながら地域の安全と災害時を想定した対応を図ります。『福生市地域防災計画』等に基づき、障害者（児）、高齢者等要援護者の支援を行います。
- ・障害のある人を含め、すべての人が利用しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進により、福祉のまちづくりを進めます。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①緊急通報システムの充実	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者、難病患者等に専用通報機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受けて救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課 (介護福祉課)



施策・事業	内 容	所管課等
②火災安全システムの整備	緊急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者、及び高齢者の自宅へ設置します。	障害福祉課 (介護福祉課)
③防災行政無線のデジタル化	災害時における聴覚障害者への情報提供に配慮し、防災行政無線のデジタル化を推進し、文字表示による情報提供をできるようにします。	安全安心まちづくり課
④TCNによる火災等告知放送	防災行政無線で市内広報した火災情報（住所等）と同じ内容をTCNのテレビ画面上にテロップ表示し、視覚による情報を提供します。	安全安心まちづくり課
⑤災害時要援護者支援体制の整備	消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等と連携して災害時要援護者の把握に努め、支援体制を整備していきます。	安全安心まちづくり課
⑥ヘルプカードの活用	ヘルプカードを様々な機会に広く周知し、日常利用に加え避難先での生活に活用できる体制を整えます。	障害福祉課 安全安心まちづくり課
⑦救急医療情報キットの周知	救急医療に役立つ「救急医療情報キット」の周知と配布に取り組みます。	介護福祉課 障害福祉課
⑧施設のバリアフリー化	道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。	道路公園課 施設課



## 7 障害の早期発見と障害児の療育支援

### 現状と課題

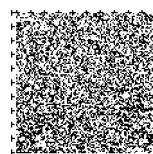
障害の早期発見と早期対応、早期療育は、大変重要です。また、支援者の連携等によって支援情報などのスムーズな引き継ぎを心がけ、ライフステージの変わり目における断絶等がないように配慮して、障害のある人の生まれ育った地域での生活を支援していくことが求められています。

平成23年8月の障害者基本法の改正により、障害者の定義に発達障害が含まれることが明記されました。従来の3障害に加え、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害を含めた支援のあり方が課題となっています。

本市では、教育センターの心理相談員／臨床心理士が、幼稚園・認可保育園等を訪問し巡回相談を実施した結果、就学相談件数が年々増加しています。今後とも障害の早期発見に努めるとともに、発達支援に対するニーズの増加に対応し、関係機関（保育園・幼稚園、保健所・保健センター、学校等）の連携のもと、障害のある子どもが乳幼児期から継続して適切な療育支援を受けることができるよう、その子どもを養育する人の支援を含めた、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談支援体制を整備していく必要があります。

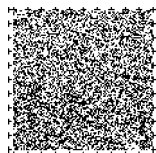
### 施策の方向

- 母子保健事業等を通じて障害の早期発見に努め、障害の種類に応じた相談体制の充実を図ります。また、夏休みなど学校の長期休業中の障害児のための通所事業や障害児の療育を支援します。
- 発達障害者支援の啓発を推進し、体制を整備します。
- 障害のある子どもを養育する人の支援の体制を整備します。



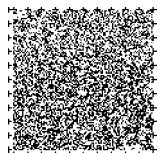
【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①乳幼児健康診査の推進	乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、乳幼児健康診査の実施を継続します。	健康課
②発達支援につながる連携の推進	乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発達支援につながる連携を進めます。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課
③臨床心理士の巡回相談の充実	臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	子ども育成課 教育支援課
④児童発達支援・医療型児童発達支援の充実	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	障害福祉課
⑤教育・保育施設での障害児の受け入れ	幼稚園、認定こども園、保育園では、集団生活になじむことが可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	子ども育成課
⑥保育所等訪問支援の充実	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課
⑦継続的・計画的な支援づくりの実現	就学前から就学へと発達支援が繋がっていくための継続的・計画的な支援づくりの実現・充実を図ります。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育指導課 教育支援課 障害福祉課
⑧学童クラブでの障害児の受け入れ	全ての学童クラブにおいて、集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れます。	子ども育成課
⑨放課後等デイサービスの充実	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障害福祉課





施策・事業	内 容	所管課等
⑩障害児相談事業の充実	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	子ども育成課
⑪関係機関との連携の強化・充実	「東京都発達障害者支援センター」、保健所等、関係機関と連携した支援の体制の強化・充実に努めます。	障害福祉課 健康課
⑫児童館における障害児対象事業の充実	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	子ども育成課



## 8 特別支援教育の推進

### 現状と課題

障害のある子どもの可能性を最大限伸ばし、将来社会的に自立していけるよう図るため、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた教育は、重要な役割を果たします。

平成 19 年度から、学校教育において「特別支援教育」が開始され、“個”に応じた教育が推進されています。また、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法では、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられる「交流及び共同学習」の方向性が、学校教育におけるもう 1 本の柱として示されています。

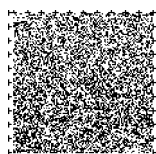
障害のある児童・生徒が学校教育全体の中で受けとめられ、発達の状態や障害の特性に応じて最もふさわしい教育を受けることができるよう、学校における体制の整備と支援の充実を図っていく必要があります。

### 施策の方向

- ・「特別支援教育」の充実、推進に努めます。
- ・「交流及び共同学習」を実現するよう、可能な限り配慮を図っていきます。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう「特別支援学級指導補助員」の配置を進めます。また、専門家による巡回相談の充実により、障害特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。	教育支援課
②交流及び共同学習実現の配慮	障害のある児童生徒が、可能な限り障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、教育内容・方法の改善・充実を図ります。また、交流・共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。	教育支援課



## 第2節 障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

### 1 障害の理解と交流の促進

#### 現状と課題

障害のある人が地域の中で安心して暮らし、また地域社会に参加していくためには、障害のない人の“理解”が重要な要件となります。アンケート調査の結果でも、今後市に期待することとして、「障害者理解などの啓発活動」が上位になっています（29 頁参照）。

障害者総合支援法の施行により、障害のある人等への「理解促進研修・啓発事業」が新たに地域生活支援事業の必須事業に位置付けられました。また、平成 28 年 4 月からは、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする障害者差別解消法が施行されます。

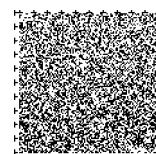
障害のある人等に対する理解を深めるとともに、理解不足や誤解のために、障害のある人が偏見・差別等を受けることがないように、更に普及啓発を充実するとともに、障害のある人とない人との交流の機会を拡充していく必要があります。

#### 施策の方向

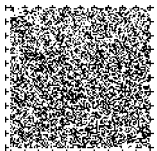
さまざまな機会を活用した広報・啓発活動の充実や、生涯学習、学校教育における福祉教育の推進に努めるとともに、障害のある人と障害のない人が直接ふれあって交流することのできる場や機会の確保に努めていきます。

#### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①理解を深めるための啓発の推進	市の広報誌、ホームページ、情報メール、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。	障害福祉課 社会福祉協議会
②学校教育における福祉教育の充実	総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障害のある人との交流学习などを通して、福祉教育の充実に努めます。	教育支援課



施策・事業	内 容	所管課等
③社会教育における福祉教育の充実	各公民館が連携して、「心のバリアフリー」等や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。	公民館
④市役所内での障害者施設が作成した物品販売の促進	市役所内で障害者施設に物品販売を行ってもらうことにより、障害者の自立を推進します。障害者と健常者の交流の機会を増やし、障害者施設に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	障害福祉課 契約管財課
⑤当事者会・家族会の活動の支援	障害当事者・家族が相互に支え合い、地域で生活できる力を養えるよう、当事者会・家族会への情報発信と、会の活動を支援します。	障害福祉課



## 2 社会参加の促進

### 現状と課題

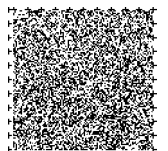
就労することは、社会参加の最たるものの1つですが、人は仕事に就いて働くだけでなく余暇活動等も行ってはじめて、人間らしい生活を送っていると言えます。障害のある人が地域社会の中で生きがいのある生活を送ることができるよう、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等を支援・促進していく必要があります。

### 施策の方向

公民館における各種講座等へ障害のある人が参加しやすくなるような環境・条件の整備に努めていきます。また、障害のある人が気軽に参加できるスポーツ、レクリエーション活動の場を開催するとともに、障害のある人等による自主的な活動を支援します。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①優先調達法の活用	優先調達法の活用により、障害者施設の活動の充実と、障害者の自立の促進を目指します。	全庁
②手話通訳者の派遣	議会本会議、委員会及び公民館事業に、必要に応じて手話通訳者を配置し、聴覚障害のある人にも活動の場を広げ、自主的な活動ができるよう支援します。	議会事務局 公民館
③図書等宅配サービスの実施	「福生市図書館資料宅配貸出事業実施要綱」で定める対象者に、図書等の宅配サービスを実施します。	図書館
④障害者青年学級の実施	義務教育終了後、集団活動を通して基礎的生活習慣、仲間づくりを行う機会として「障害者青年学級」を実施します。	公民館
⑤障害者対象スポーツ・レクリエーション事業の実施	障害のある人を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業を実施します。	スポーツ推進課



### 3 外出支援施策の推進

#### 現状と課題

障害のある人が社会に参加していくために、外出や移動の手段の確保は切実な課題です。障害のある人の外出支援サービスとしては、「福祉バス」の他、障害福祉サービスの「同行援護」や「行動援護」、地域生活支援事業の「移動支援事業」や「自動車運転教習助成事業」、「自動車改造費助成事業」、「タクシー利用券給付事業」、ボランティアの協力による「移送サービス事業」、「ハンディキャブ貸し出しサービス」などがあります。

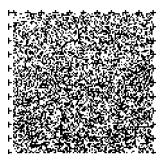
今後とも障害のある人がいきいきと社会参加していくことができるよう、外出や移動の支援をするしくみや福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。

#### 施策の方向

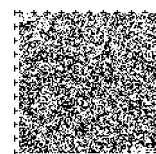
「障害福祉サービス」のガイドヘルプにあたる「同行援護」や、「地域生活支援事業」の「移動支援事業」などの推進を図ります。

#### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①福祉バスの利用促進	高齢者、障害者（児）、乳幼児及び妊婦の外出をサポートする福祉バスの周知と利用を促進します。	社会福祉協議会 （介護福祉課）
②自動車運転教習費助成・自動車改造費助成の実施	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転教習の費用を助成します。また、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある人に、費用を助成します。	障害福祉課
③タクシー利用券の給付	電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害のある人にタクシー利用券を給付します。	障害福祉課
④自動車ガソリン費用の助成	心身障害者が日常生活の利便及び拡大を図るため利用する自動車のガソリンの費用の一部を助成します。	障害福祉課



施策・事業	内 容	所管課等
⑤同行援護の実施	重度視覚障害者（児）の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や援護を行う「同行援護」のサービスを実施します。	障害福祉課
⑥移動支援の実施	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。	障害福祉課
⑦行動援護の実施	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害福祉課
⑧移送サービス事業の実施	移送サービスを必要とする人のため、運転ボランティアの協力を得て車いす専用車（ハンディキャブ）の運行を行います。	社会福祉協議会 （介護福祉課）
⑨ハンディキャブの貸し出し	歩行困難な障害のある人、高齢者等の外出の際に、家族や知人に車いす専用車（ハンディキャブ）を貸し出します。	社会福祉協議会 （介護福祉課）



## 4 就労の支援・促進

### 現状と課題

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの1つでもあります。

本市では、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」（福祉センター内）に就労相談員等を配置し、就労先の開拓、就労相談、就労後のフォロー等を実施しており、平成25年度には、11人が福祉施設を退所して一般企業への就職を果たしました。

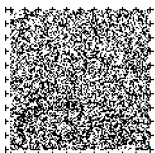
一方、アンケート調査の結果によると、精神障害のある人は「現在働いていないが、今後働きたい」が27.8%と他の障害に比べて高くなっています（26頁参照）。今後は、精神障害や発達障害のある人の就労支援にも力を入れていくとともに、就職後も安定して働き続けられるための支援を強化していく必要があります。

### 施策の方向

「就労移行支援」や「就労継続支援」等の障害福祉サービスを実施し、また、ハローワーク（公共職業安定所）とも連携して、障害のある人の就労を支援していきます。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①就労支援事業の実施	障害のある人の一般就労に向け、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」の就労専門職員が、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながらきめ細やかな支援を行います。	障害福祉課 社会福祉協議会
②障害者就業・生活支援センターとの協働推進	障害のある人の自立を目指し、就職のあっせんや生活相談などを地域の支援機関と連携して実施する「障害者就業・生活支援センター」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に推進します。	障害福祉課
③障害者雇用への理解の促進	企業・事業主等の障害者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を求めています。	障害福祉課
④障害者雇用の促進	法定雇用率の達成を目指します。	職員課





## 第3節 障害のある人の地域生活の基盤づくり

### 1 日中活動の場の確保

#### 現状と課題

障害のある人が地域で自分らしく生活するためには、就労だけでなく、地域にさまざまな日中活動の場があることが大切です。また、施設に入所している人や精神科病院に入院している人の地域生活への移行を支援するためにも、日中の居場所の確保が求められています。

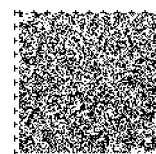
障害のある人が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などのさまざまな日中活動を十分に提供できる環境を整備する必要があります。

#### 施策の方向

「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、地域生活の基盤を整え、入所施設等から地域生活への移行を促進するなどします。

#### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内 容	所管課等
①各種サービスの充実	障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や地域生活支援事業の「日中一時支援事業」、児童福祉法に基づく「児童発達支援」等の充実に努め、障害のある人の日中活動の場の確保を図ります。	障害福祉課
②生活介護事業・地域活動支援センター事業の推進	在宅の障害のある人を対象とした事業、「生活介護」・「地域活動支援センター」を活用し、障害のある人の地域自立生活と社会参加を支援・促進します。	障害福祉課



## 2 居住の場の確保

### 現状と課題

障害のある人の地域生活実現のためには、“日中活動の場”と合わせて、“居住（住まい）の場”が確保されていることが必要不可欠です。

障害のある人自身が自らの暮らし方を選択し、家族が高齢化した場合などにおいても、引き続き住み慣れた地域での生活を継続できるよう、また、入所施設や病院等から地域生活への移行を促進するためにも、グループホーム等の居住の場の整備を促進していく必要があります。

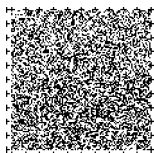
なお、障害者総合支援法の施行により、平成26年4月からケアホームはグループホームに一元化され、それまでケアホームに限定されていた介護サービスの提供がグループホームでも可能となりました。これにより、グループホーム入居者も、必要に応じて介護サービスを利用することが可能になりました。

### 施策の方向

グループホームなどの居住の場の確保により、入所施設等から地域生活への移行を促進します。グループホームについては、利用希望の把握に努め、市内（ケースによっては近隣市町村）での利用が可能となるよう、関係機関と連携して施設の確保に努めていきます。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①グループホームなどへの支援	障害のある人の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホーム等の設置に関し、支援を図ります。また、入居する障害のある人への支援を行います。	障害福祉課
②重度身体障害者住宅設備改善費給付事業の実施	重度身体障害者（児）に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、自立した地域生活を支援します。	障害福祉課



### 3 保健・医療サービスの充実

#### 現状と課題

障害のある人の地域生活の質を上げていくためには、適切な保健・医療サービスが提供されることが重要です。

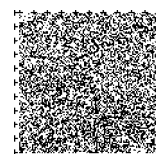
障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療に努めていくとともに、高齢化等による障害の重度化の予防及びその対応を図る観点から、保健・医療サービスの充実を図る必要があります。

#### 施策の方向

障害のある人の地域生活の基盤となる保健・医療サービスの充実を図ります。

#### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①自立支援医療（更生医療費）の給付	18歳以上の身体障害者を対象に、障害の程度を軽減し、障害を取り除いて日常生活や職業の能力を高めるために必要な医療費の本人負担分を軽減します。	障害福祉課
②自立支援医療（精神通院医療費）の給付	精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
③自立支援医療（身体障害児育成医療）の給付	18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる人に、医療費の本人負担分を助成します。	子ども育成課
④小児精神障害者入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	障害福祉課
⑤医療体制の充実	歯科診療も含めた障害者（児）及び難病患者等への急性期医療が安定的に提供できるよう、公立福生病院を含む近隣病院等の医療機関へ働きかけを行っていきます。	障害福祉課
⑥精神保健対策の推進	さまざまな機会を通して、「こころの健康」についての普及啓発を行い、問題を早期に発見し、適切な支援を受けられるよう図ります。	障害福祉課 健康課



## 4 地域移行・地域定着の支援と促進

### 現状と課題

本計画では入所施設から地域生活への移行促進を数値目標として掲げていましたが、平成17年10月から平成25年度末までに移行した人は0人でした。

入所施設や精神科病院からの退所・退院が可能な障害のある人が、安心して地域生活に移行し、必要な支援を受けながら地域生活を続けることができるよう、自立支援協議会を中心とした関係機関の連携のもと、地域移行・地域定着支援システムの整備を進めていく必要があります。

また、今後は、障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、地域における居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的な対応、地域の体制づくり）の拠点を整備することが求められています。

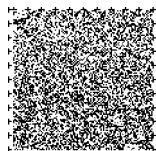
なお、障害者総合支援法の施行により、平成26年4月から「地域移行支援」の対象者が拡大され、障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者に加え、保護施設、矯正施設等を退所する障害者が追加されました。

### 施策の方向

障害者支援施設等ネットワークの構築を図り、地域移行・地域定着支援システムの整備を進めていきます。

### 【おもな施策・事業】

施策・事業	内容	所管課等
①自立支援協議会を中心とした障害者施設等ネットワークの構築	「福生市地域自立支援協議会」を中心として、障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等、関係機関と官民一体の有機的連携のネットワークの構築を図ります。	障害福祉課
②地域移行の支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。	障害福祉課



施策・事業	内 容	所管課等
③地域定着の支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	障害福祉課
④福祉サービス充実のための研修参加	行動障害を有する者、精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。	障害福祉課

